

平成 26 年度・事業計画書

(第 3 期・平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)

I 基本方針

今年度より、1 年間を通じた活動の基本方針を定め、これに準拠して協会活動を行うこととします。26 年度の基本方針は次のとおりと致します。

「お客様とともに成長を続けられる本物のコンサルタント集団を目指そう～一人一人の受注高を上げよう～」

II 基本的施策

今年度は基本方針の策定を受けて、次の 5 つの具体的な施策を講じることとします。

1. 営業力強化

(1) 大分県診断士協会の広報活動活発化による診断士の受注力の向上

会員診断士の中でも特にプロコンとして業を行っている開業診断士等の受注力のアップを支援していきます。具体的には 4 つの行動計画を実行していきます。

①金融機関、政府関係機関、ミラサポ等との連携による受注活動の活発化

関係諸機関との連絡を密にすることで、受注機会の拡大を行います。関係諸機関からの情報をタイムリーに会員へお知らせします。

②よろず支援センターの活用

26 年度の新しい中小企業振興施策としての「よろず支援拠点（よろず支援センター）」の活用を積極的に進めてまいります。

③経済 5 団体等加入による知名度の向上

大分商工会議所の会員となるなど、県内の経済団体への加入を検討し、中小企業診断士制度の告知と認知度の向上に努めます。

④講演会等を通じた受託事業の積極化

大分県協会主催の講演会の開催を計画するなど、会員診断士が保有するスキルのディスクローズの機会や受注機会の増大を目指します。

(2) 顧客支援ネットワークを構築するため、他の士業等との支援ネットワークの構築

大分県下には、中小企業経営を支援する様々な士業の団体がございます。これらの士業団体との交流を深め、相互の知識やスキルを認知し、総合的に中小企業を支援できる体制づくりを目指していきます。

▶ 専門士業

- ・税理士、・弁護士、・公認会計士、・弁理士、・社会保険労務士、・行政書士、不動産鑑定士、・司法書士、・土地家屋調査士
- ▶ 公的等支援機関を除く中小企業支援関連団体
 - ・大分ＩＴ経営推進センター、・宅地建物取引業協会、・大学等高度研究教育機関
- ▶ その他
 - ・金融機関の退職者グループ、・民間コンサルタント、・企業ＯＢ

(3) 県下金融機関との連携強化

地方銀行などの地域金融機関は中小企業の安定経営に寄与したいとの思い・使命を持っています。

大分県診断士協会の会員は優れた経営支援能力を保有しています。金融機関との中小企業支援に係る提携を進めることにより、三方良し（中小企業・会員（大分県診断士協会）・地域金融機関）を達成していきたいと思います。

(4) 県立図書館の無料相談会

今年度も毎月第二日曜日（13時30分～16時30分）、大分県立図書館の特設会場で無料相談会を実施いたします。

2. 人材育成の視点

中小企業診断士は常に自分のコンサルスキルの向上に精進していかなくてはなりません。自己啓発は中小企業診断士の最も重要な責務と会員の皆さんには認識して下さい。中小企業のホームドクターとしての資質の向上が大切なのです。

(1) 帯同するコンサル活動の強化

毎年、“新人のプロコンたる会員診断士”が続々と誕生しています。大分県会としては多いに喜びたいと思います。しかし、開業した会員診断士は支援スキル等に大きな不安を抱えていることも確かです。

そこで26年度事業では、大分県協会が受託した支援事業（例えば再生支援案件）に関しては可能な限り、2名（メインとサブ）による支援活動をしたいと考えています。新人診断士は先輩診断士の支援スキルを学び取る機会にして頂きたいと思います。また、ベテラン診断士の組み合わせであっても、専門性の違いから相互研鑽と品質向上の観点から帯同活動が望ましいと考えます。

(2) 自主研究会

26年度も自主研究会の募集を行います。募集件数は10件とし、承認された研究会には会議室の賃料負担として年額1万円の補助を致します。

なお、自主研究会は特に中小企業の経営課題として多い、販路開拓、事業承継、創業支援、新事業展開、ＩＴ支援、等が望ましいと考えられます。奮って申込を行って下さい。

(3) 本部創立60周年記念事業への参加と他県の診断士協会先進事例の取り入れ

東京本部（一般社団法人中小企業診断協会）は今年で創立60周年となります。他県協会も含めて数多くの支援診断スキル・事例が公開されています。大分県協会のＨＰやＭＬ等の媒

体を通じて、会員に広くお知らせしていく予定です。

(4) 商品力向上のためのツールの仕入

支援・診断スキルやノウハウは日々進化しています。大分県会で独自の支援・診断スキルやノウハウを開発し、広く公開していきたいと思います。また、他県協会やコンサルティング・ファームで開発されたものも、知的財産権に抵触しないことを確認の上、自主研修会等を通じて広報してまいります。

(5) 理論更新研修

今年は9月6日（土）13時から開催します。開催場所は、25年度と同様に大分市東春日町の「大分県消費生活・男女共同参画プラザ『アイネス』2F大会議室」です。

(6) 月次研修会

26年度も毎月1回、原則として第2水曜日・19時から21時までの2時間、テーマを色々と考えながら実施していきます。自己鍛錬の場、外部講師を含む他の先生の知見・知識を学べる絶好の機会です。多数の会員並びに賛助会員の皆さん方のご出席をお待ちしています。

(7) 調査研究事業

26年度は10万円の補助を行います。複数の申請があった時は、残念ながら1件に絞ることになります。過去には「企業の農業分野への進出」を調査したことから、大分県農林水産部とのコネクションができ、25年度には同部所轄課から2件の診断・支援要請がございました。新たに診断業務・分野の開拓の意味もありますので、積極的な応募を期待いたします。

(8) 他県協会との会員交流会

大分、熊本、佐賀の三県の会員交流会が今年も開催される予定です。今年の幹事協会は熊本県協会です。開催要領の連絡が届きましたら、ご案内しますので、多数の会員のご参加をお待ちしています。

(9) 九州ブロック大会の開催

九州・沖縄8県の協会が年に1回集まって、各県協会が抱える課題や成功事例を共有するのが九州ブロック大会です。東京の本部からも参加者がございます。

26年度は大分県協会が開催県です。10月17日（金）の午後、別府市内で開催する予定にしています。開催要領が決まりましたらご案内しますので、一般会員も是非ご参加されて下さい。

3. 診断士協会の財政力向上

高邁な事業も財政基盤がしっかりとしていないと実現できません。26年度は以下の方針により、“豊かな財政”を目指した取組みを行ってまいります。

(1) 診断士協会受託機会増加による手数料収入の増加

積極的な受注活動を展開していきます。

なお、大分県協会が受託（契約）し、会員に再委託や紹介（支援・診断業務の処理）を行ったときに、一定のルールにて、大分県会へ負担金の納付をお願いいたします。そのルールの骨子は次の通りです。

- (1) 大分県診断士協会が契約し診断士協会に振り込まれる受注については受注額の10%を納付する手数料とします。
- (2) 但し診断士協会経由で各人が受注の機会を得て、各個人がその団体等顧客と契約したものについては、5%を納付する手数料とします。
- (3) 上記の成果物については、依頼者（先様企業）が提出した資料等（又は要約）と共に診断士協会にて保存することとします。
- (4) 個人努力により開拓した個別指名案件で診断士協会を経由しないものについては、従来通りの扱いとします。

(2) 新規会員目標

新規入会等の目標を次のとおりとします。会員数を増やすことにより、県内における知名度の向上は無論のこと、会費収入の増加を図ります。

種 別	26年4月1日	入 会	退会・転出	27年3月31日
正会員	46名	10名	5名	51名
賛助会員（法人）	5名	0名	0名	5名
賛助会員（個人）	3名	0名	0名	3名
合計	54名	10名	5名	59名

(3) 中小企業診断士受験講座

26年度も「27年度受験対策・中小企業診断士受験講座」の開講を目指します。大原簿記公務員専門学校との調整や受講生募集など、25年度に明らかになった課題等も踏まえつつ、より多くの後輩の輩出と利益が生み出せるよう線密に運営委員会を中心に設営・運営を行っていきます。

4. 運営体制の再構築

(1) 事務局の移転

過去の歴史では、一時の例外がありましたが、会長の事務所に事務局を置く事が通例となっていました。この慣行を改めて、会員がいつでも参集できる拠点を構築することとしました。場所は大分市東春日町のソフトパークセンタービル内に設置する予定です。

(2) 組織力アップの為の役員役割分担

24年度までの事務局体制は会長の事務所を賃借し、事務職員の支援をもらい、かつ大分県会の業務処理の過半を会長個人の能力により行ってきました。25年度はこの運営体制を一部修正し、3つの委員会を設置し、各役員はいずれかの委員会に所属することで、全役員が会務を支える体制作りに着手することができました。

26年度は会計処理も含めて、全役員がいずれかの会務（部門）に所属することで、一人の役員に過大な負担がかからないようにするとともに、全役員が大分県協会の活動に参加する体制を更に強化してまいります。

(3) 各委員会活動の継続

25年度に活動した「受託（事業開拓）委員会」、「広報委員会」、「診断士受験講座運営委員

会」の3つの委員会は引き続き活動を致します。26年度は、大分県下に110余名いる中小企業診断士で、大分県協会に入会されていない診断士の入会を促進する為に「新規会員増強委員会」を新たに設置いたします。

(4) 役員報酬の支払

これまで役員報酬は無報酬として処理されてきました。しかし、今後は前項(2)で提案したとおり、全役員が会務運営に参加することを求める以上は、その功労に報いるために必要最低限の報酬の提供が必要と考えます。26年度では次のとおり考えています。

(1) 月額基本金額

・会長：15,000円 ・副会長：5,000円 ・他の理事・監事：2,000円

(2) 従事する業務による付加金

「診断士講座運営委員会」や「会計担当役員」等、業務の種類により余分な負荷がかかることも予想されます。これに業務負荷に対して付加金を上乗せいたします。

[定款抜粋]

(報酬等)

第28条 理事及び監事は原則として無報酬とする。ただし、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

5. 会員サービス

26年度も会員に対するサービスを行っていきます。

(1) 手帳の無料配布

診断士手帳を全会員へ配布します。年末に会員へ届けられる「企業診断ニュース」に内包した形で、東京本部から郵送されてきます。

(2) 資格更新登録者

5年毎の更新は忘れてはならない重要な事件です。25年度もありました“理論更新研修の修了証明書の紛失”に対してもきちんと対応できるよう、該当者への支援を行ってまいります。

III 役員改選

現在の役員は25年度までの2年間が任期でした。その為に、役員の改選が必要です。

(1) 募集人数

現行の理事8名、監事2名の計10名の体制で行きたいと思います。

(2) 選任方法

自薦又は他薦を問わず、立候補される正会員がおられましたら、当日の選出直前までに大分県協会へお申出下さい。立候補者が不在の際は、現任の大分県協会役員から議場に推薦人を報告し、決議して頂きたいと思います。

[定款抜粋]

(役員の設置)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 2人以内

2 理事のうち、1人を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、1人を副会長とする。なお、専務理事1人を置くことができる。

3 理事のうち業務執行理事1人を置くことができ、これをもって専務理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会において、正会員の中から選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあっては2人、監事にあっては1人を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選任することができる。

2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前項本文の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事は、第21条に定める定数を欠くに至ったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで理事又は監事としての権利義務を有する。

IV 予算関係書類

別紙を参照下さい。